

# 低所得世帯に対する価格高騰生活支援給付金 均等割のみ課税世帯兼こども加算給付金申請書(請求書)

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

あて先(※令和5年12月1日時点の居住市) 姫路市長

提出期限  
令和6年5月31日  
(当日消印有効)

ウラ面の【誓約・同意事項】を確認し、全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

## ① 申請・請求者(世帯主)

申請日: 令和 年 月 日

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

## ② 申請者が属する世帯の状況

※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員についてご記入ください。

(フリガナ) 氏名	申請者 との続柄	生年月日	同居・別居 の別	令和5年1月1日時点の住所(現住所と異なる場合に記入) 住所(別居の場合のみ記入)	令和5年度 住民税課税状況
上記1.申請・請求者 (世帯主)と同じ	本人				<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		<input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

※6人以上の世帯の方は、別の本申請書を使用して追加記入し、ご提出ください。

※同居・別居の別については、実態住所ではなく住民票上の状況をご記入ください。

※こども加算の対象児童(18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれ))については、令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児もご記入ください。

※こども加算の対象児童の住所が市外の場合は、児童が属する世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のもの)を添付してください。

※基準日(令和5年12月1日)において、別の世帯でこども加算の支給対象となる児童は対象となりません。

## ③ 振込口座

(原則、1の申請・請求者の口座とします。)※長期間入金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】※下欄のいずれかに記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「①申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「①申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※ 0 ※			

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター(電話079-221-1502)までお問い合わせください。

ウラ面に続きます。

**【誓約・同意事項】** ※全ての項目を確認し、下記に署名してください。

- ① 低所得世帯に対する価格高騰生活支援給付金(均等割のみ課税世帯及びこども加算分)(以下「給付金」という。)の支給要件ア～カの全てに該当します。本申請書を提出した場合でも、対象世帯(者)に該当しない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
  - ア 世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が非課税である。  
※税額控除(調整控除を除く)により所得割が非課税となった場合は、支給対象となりません。
  - イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
※事業専従者等を含む
  - ウ 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
  - エ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を受けている者はいない。
  - オ 対象児童を扶養(生計が同一)している。(※こども加算に該当する場合のみ)
  - カ 既に姫路市(以下「本市」という。)で給付金を受給した世帯又は、他の市区町村で同様の給付金を受給した世帯ではない。また、こども加算分について別世帯の他の者にも支給されていない。
- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、本市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 本市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月30日までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還します。  
※虚偽申請や不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

**提出書類**

提出書類を確認し、にチェック✓してください。  
本給付金関係でご提出いただいた書類は審査、確認等の根拠となるため返却できません。

- ア 『**低所得世帯に対する価格高騰生活支援給付金均等割のみ課税世帯兼こども加算給付金申請書(請求書)**』(本書)  
※必要事項を記入してください。
- イ 『**申請・請求者(世帯主)の本人確認書類の写し**』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(顔写真のある面のみ)、年金手帳、介護保険証、在留カード等の写しをいずれか1つをご用意ください。
- ウ 『**受取口座を確認できる書類の写し**』  
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名(金融機関コード)・支店名(支店コード)・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写しをご用意ください。
- エ 『**本市以外に居住する児童の住民票**』(※こども加算の対象児童で該当する場合のみ)  
※児童が属する世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のもの)をご用意ください。

※本市で住民税の課税状況が確認できない場合には、世帯全員の『令和5年度住民税課税(非課税)証明書の写し』の提出を求める場合があります。

本申立ての内容に相違ありません。

令和      年      月      日      申請者氏名(署名) \_\_\_\_\_